

◆ 高等学校等就学支援金制度は、日本国籍を有する生徒等(※)を対象とした返済不要の制度です。

①日本国籍を有する者 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等
⑤永住者の配偶者等 ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、
高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

同時にお渡しするリーフレット等により各制度の要件を確認の上、いずれの授業料支援制度にも申請を行わない場合は、この書類に記入してください。

申請状況を確実に把握するため、申請しない方についても、不申請意向確認書をご提出いただくこととしております。大変お手数ではございますが、確認書の提出にご理解、ご協力をお願いいたします。

[illegible]